

西東京市個人情報保護条例新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
目次 略	目次 略
第1条 略 (定義)	第1条 略 (定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 略 (2) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。	(1) 略 (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） イ 個人識別符号が含まれるもの	
(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。	
ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの	
イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの	
(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、	

改正案	現行
<p><u>犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p>	
<p>(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</p>	<p>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（西東京市情報公開条例（平成13年西東京市条例第12号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</p>
<p>(6) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。</p>	<p>(4) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い、電子計算機及びその関連機器を利用して事務を自動的に処理する組織をいう。</p>
<p>第3条から第5条まで 略 (保管等の一般的制限)</p>	<p>第3条から第5条まで 略 (保管等の一般的制限)</p>
<p>第6条 略 2 実施機関は、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は実施機関が西東京市個人情報保護審議会（第25条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、正当な職務執行を行うために必要かつ欠くことができないと認めたときを除き、要配慮個人情報の保管等をしてはならない。</p>	<p>第6条 略 2 実施機関は、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき、又は実施機関が西東京市個人情報保護審議会（第25条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、正当な職務執行を行うために必要であると認めたときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の保管等をしてはならない。</p>
<p>第7条から第10条まで 略 第11条 削除</p>	<p>(1) 思想、信条及び宗教に関する事項 (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて市民の個人的秘を侵害するおそれがあると認めた事項</p>
<p>第12条 略 (開示の請求等)</p>	<p>第7条から第10条まで 略 (電子計算組織への記録の制限)</p>
<p>第13条 略 2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に</p>	<p>第11条 実施機関は、第6条第2項各号に掲げる事項に関する保有個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。ただし、審議会が必要な保護措置が講じられていると認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>第12条 略 (開示の請求等)</p>	<p>第12条 略 (開示の請求等)</p>
<p>第13条 略 2 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に</p>	

改正案	現行
<p>次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第13条の2から第35条まで 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。</u>ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>アからウまで 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>第13条の2から第35条まで 略</p>